

令和 2 年

第 5 回議会臨時会会議録

自 令和2年11月5日

至 令和2年11月5日

福島県会津坂下町議会

令和2年第5回会津坂下町議会臨時会会議録

令和2年11月5日から令和2年11月5日まで第5回臨時会が町役場議場に招集された。

令和2年11月5日 午前10時02分

1. 応招議員（14名）

1番 目黒克博	2番 蓮沼文明	3番 物江政博
4番 赤城大地	5番 横山智代	6番 渡部正司
7番 小畑博司	8番 佐藤宗太	9番 山口享
10番 渡部順子	11番 五十嵐一夫	12番 酒井育子
13番 青木美貴子	14番 水野孝一	

2. 不応招議員（0名）

3. 出席議員は応招議員と同じ。

4. 欠席議員は不応招議員と同じ。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	佐藤仁一	書記	川田良子
書記	橋本吉嗣		

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職氏名

町長	齋藤文英	副町長	日下亮
教育長	鈴木茂雄	会計管理者	五十嵐吉雄
総務課長	大島光昭	政策財務課長	佐藤銀四郎
生活課長	村山隆之	建設課長	板橋正良
産業課長	佐藤暢一郎	教育課長	上谷圭一
子ども課長	佐藤美千代	監査委員	仙波利郎

◎開会及び開議の宣告

(開会 午前10時02分)

◎議長（水野孝一君）

皆さん、おはようございます。

只今の出席議員は、14名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第5回会津坂下町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元にお配りした議事日程のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

◎議長（水野孝一君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員として1番目黒克博君、2番蓮沼文明君のお二人を指名いたします。

◎会期の決定

◎議長（水野孝一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

第5回臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（水野孝一君）

ご異議ないものと認めます。よって、本臨時会は、本日1日と決定しました。

◎町長あいさつ

◎議長（水野孝一君）

町長より挨拶の申し出がありますので、これを許可いたします。

◎町長（齋藤文英君）

議長、町長。

◎議長（水野孝一君）

齋藤町長。

◎町長（齋藤文英君）

みなさんおはようございます。本日ここに、令和2年第5回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公私ともにご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日ご提案申し上げる案件は、両沼地方発熱外来設置に伴います「令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の報告及びその承認について」及び公共下水道事業の「工事請負契約の締結について」、計2件のご提案となります。

この案件につきましては、印刷物によりお手元に差し上げたとおりであります。なにとぞ慎重なるご審議のうえ、原案のとおり承認賜りますようお願い申しあげまして、私のあいさついたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議案第88号上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第3、議案第88号「専決処分の報告及びその承認について専決第11号令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第88号 専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。

専決第11号 令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）

令和2年11月5日提出

会津坂下町長 齋藤 文英

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

議長、政策財務課長。

◎議長（佐藤銀四郎君）

政策財務課長。

◎政策財務課長（佐藤銀四郎君）

「議案第88号、専決処分の報告及びその承認について」

専決第11号 令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

第1条第1項につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ711万円を増額し、歳入歳出それぞれ93億9,347万9千円とするものです。

第2項につきましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに、補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

この補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年10月23日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会へ報告し、承認を求めます。

その内容は、新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため「両沼地方発熱外来」の設置・運営に係る費用を計上する補正予算であります。

1 ページをご覧ください。第1表歳入歳出予算補正であります。詳細につきましては事項別明細書によりご説明申し上げます。

事項別明細書の1 ページをご覧ください。

1 総括であります。歳入につきましては、14款「県支出金」を711万円増額する補正であります。

2 ページをご覧ください。歳出であります。

4款「衛生費」が711万1千円の増額、13款「予備費」が1千円減額となる補正であり、財源内訳としましては、「国県支出金」が711万円の増額であります。

3 ページをご覧ください。2歳入であります。

14款2項3目「衛生費県補助金」は、「両沼地方発熱外来」を設置・運営するため「福島県地域外来・検査センター運營業務補助金」711万円を増額するもので、補助率は国費1/2・県費1/2の10/10であります。

4 ページをご覧ください。3歳出であります。

4款1項5目「新型コロナウイルス対策費」は、「両沼地方発熱外来」を設置・運営するための委託料711万1千円を増額したものです。

内訳として、①派遣される医師・看護師・事務局員の人件費782万8千円、②診療等で発生する産業廃棄物処分手数料6万円、③医療用及び管理用備品41万1千円④水道光熱費等管理費用22万8千円の合計852万7千円で、そこから診療報酬141万6千円を減じ711万1千円となります。

13款1項1目「予備費」につきましては、歳入歳出の調整1千円の減とし、総額は7,563万7千円となります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

◎議案第88号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

発熱外来設置のための補正ということで、この設置については議会からもかつて要請をしていたところであり、町民の安心につながるものと考えています。そこで、この発熱外来設置については新聞でも報道がされていきました。その記事によりますと、その場所とし

ましては今の厚生病院の向かい側の空き家でしたか、そちらを利用するという報道があったのですが、そのようになった経緯などが分かりましたら教えていただきたいと思います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

発熱外来10月31日から診療開始したわけなんですけれども、その場所というのが敷地内のいわゆる昔は院長の官舎として使っていたところでありまして。そこになった経緯ですけれども、10月30日以前に風邪外来として、やっていることは同じなんですけれども、発熱外来と同じような診察を6月位から開始した経緯がございます。そこでもう診察等行ってたということもありまして、できるだけ今回発熱外来に移行する際に期間を要しないでスムーズに移行できるということも考えまして風邪外来で使っていた施設をそのまま活用するという形で進めることとなった経緯でございます。以上です。

◎6番（渡部正司君）

議長、6番。

◎議長（水野孝一君）

6番、渡部正司君。

◎6番（渡部正司君）

発熱外来ということで、新型コロナでございますが、これについては町民の方たちもだいぶ心配しているところです。感染拡大を防ぐためには必要な措置だと思っております。ところがこの場所ですが、これは病院の敷地内ではなくて、一般の自治区、町内会と言いますか、その中に設置されるということで、このことについて地元の方たちとの交渉であるとか、そういうことはどうなった形で進められたのか伺います。

◎生活課長（村山隆之君）

議長、生活課長。

◎議長（水野孝一君）

村山生活課長。

◎生活課長（村山隆之君）

特段危険な施設ではありませんので、地域との説明等も含めまして、そういうことは今まで行った経過というのはございません。

◎議長（水野孝一君）

他質疑はございませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第88号「専決処分の報告及びその承認について 専決第11号令和2年度会津坂下町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(全員挙手)

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第89号上程説明

◎議長（水野孝一君）

日程第4、議案第89号「工事請負契約の締結について」を議題といたします。

議題とした議案の件名を職員に朗読させます。

◎書記（橋本吉嗣君）

議案第89号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

1. 契約の目的 公共下水道町道北裏通り線管渠工事その2
2. 契約の方法 制限付一般競争入札（総合評価方式特別簡易型）
3. 契約の金額 70,620,000円
4. 契約の相手方 福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田565番地
マルト建設株式会社
代表取締役 上野清範

令和2年11月5日提出

会津坂下町長 齋藤 文英

◎議長（水野孝一君）

本案に対する説明を求めます。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（板橋正良君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

議案第89号「工事請負契約の締結について」をご説明申し上げます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は財産の処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めたいというものであります。

今回の工事請負契約であります。公共下水道坂下中央処理区の管渠埋設工事であります。

工事概要につきましては、本町地内の町道北裏通り線に、延長144.6mにわたり、下水道管を埋設する工事であります。

契約の目的は、公共下水道「町道北裏通り線管渠工事」その2であります。

契約の方法は、制限付一般競争入札総合評価方式特別簡易型であります。

また、契約の金額であります。7,062万円でありまして、契約の相手方は、福島県河沼郡会津坂下町大字牛川字砂田565番地、マルト建設株式会社、代表取締役 上野清範であります。

別紙「総合評価方式入札結果表」をご覧ください。下段、入札者欄、上から2段目が第1落札候補者であります。入札額6,420万円に消費税642万円を加え、契約額は、7,062万円となります。他3社の入札結果はご覧のとおりであります。

以上、説明とさせていただきます。

◎議長（水野孝一君）

以上をもって、議案の説明を終わります。

◎議案第89号の質疑・討論・採決

◎議長（水野孝一君）

これより、本案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

◎11番（五十嵐一夫君）

議長、11番。

◎議長（水野孝一君）

11番、五十嵐一夫君。

◎11番（五十嵐一夫君）

今回の入札について予定価格があるんですが、3社が予定価格超過ということになっていますが、単価は今公開されているというふうに聞き及んでいるんですが、そういった単価を入れれば数量というのも公開されると考えれば自然と予定価格を超過するということはないと思うんですが、これについてはどのような分析をされているのでしょうか。

◎建設課長（板橋正良君）

議長、建設課長。

◎議長（水野孝一君）

板橋建設課長。

◎建設課長（板橋正良君）

私どもとしましては、今回、推進工を採用させていただきました。推進工の中でもスピーダーとかロックマンとか色々な種類がございます。今回については、ロックマンを採用すべきであろうということで、石が1個でも2個でもあれば、スピーダーだと安価でできるんですが、スピーダーだと石があればそこで止まってしまいます。今回につきましてはロックマンということで、その石も砕いて進めるような工法が最適じゃないかということで算定しているわけなんですけど、ただ、リース物件になります。人材も含めたリース物件になりますので、その部分で安価なところとそうでない部分と、ということでは入札の価格に差が生じてくるのではないかというふうには考えているところではございます。

◎議長（水野孝一君）

他質疑はございませんか。

質疑もつきたようであります。これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

討論もないようであります。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第89号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。この採決は挙手をもって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

（全員挙手）

◎議長（水野孝一君）

挙手全員であります。

よって本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付された案件の審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣言

◎議長（水野孝一君）

これをもって、令和2年第5回会津坂下町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労様でした。

なお、10時30分より議員のみの議会全員協議会を開催しますので、大会議室にご参集願います。

（閉会 午前10時20分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月5日

会津坂下町議会議長

同 議員

同 議員